

Application for "Banner Placement Service"

To order > Please complete this form and return to address below or send fax to (310) 257-0051.



APPLICANT INFORMATION

Name of company _____

Name of Representative _____

Address _____

Phone Number _____ EXT _____ FAX _____

E-mail _____ URL (if any) _____

BANNER SERVICE PLAN PLEASE CHECK THE BOX

Plan _____

Banner Listing

Service Area _____ Service Area _____ Service Area _____

Location _____ Location _____ Location _____

Banner Type _____ Banner Type _____ Banner Type _____

Start Date _____ Start Date _____ Start Date _____

Term _____ Term _____ Term _____

\$ _____ \$ _____ \$ _____

Description Price Quantity Actual Price

Banner Production Fee \$ _____ _____ \$ _____

Special Catch Copy \$150 _____ \$ _____

Other _____ \$ _____

Total \$ _____

CREDIT CARD NUMBER

VISA / MASTER / AMEX EXP. DATE (mm / yy)

Card holder info. (Registered address to the card company is required)

Name _____ Com Name _____

Address _____ ZIP _____

BILLING (if different from order info)

Name _____ Tel _____

Address _____ Zip _____

CONTACT (if different from order info)

Name _____ Tel _____

Address _____ Zip _____

Please read following policies carefully.

- | | |
|---|--|
| 1. Payment must be submitted 1 week before the banner placement. | 4. Banner production service may require additional update fee after first production. |
| 2. Cancellation can be approved only if a contractor made 1-week notice previously. | 5. Promotion is applied if valid promotion code is provided. Otherwise basic service fee will be applied for the services. |
| 3. Cancellation made within a week before placement scheduled day requires contractor to pay 50% of total amount. | 6. Banner production service dose not include photographing services. |
| | 7. Please read carefully the Term of Use provide on other paper. Agree to this contract also means agree to Term of Use. |

I hereby agree to the term of the contract and understand all of the above information
The contract should be signed by an authorized person.

Name (Print) _____

Signature _____

Date _____

Vivid Navigation, Inc.
Mail: info@vivinavi.com
Main Site: <http://www.vividnavigation.com>
オンライン交流広場「びびなび」
<http://www.vivinavi.com>
Tel: (310) 326-2900 Fax: (310) 257-0051
Address: 24404 S. Vermont Ave. Suite 205
Harbor City, CA 90710 U.S.A.

Vivid Navigation・サービス利用約款

Vivid Navigation・サービス利用約款(以下「本約款」という)は、Vivid Navigation, inc(以下「甲」という)と、甲との契約企業(以下「乙」という)が、Vivid Navigation の提供するサービス、商品(以下「商品」という)を利用する際の基本利用約款とする。

第1条(利用約款)

乙は、本約款内にて定められている内容を熟知し、厳守することにより甲との契約が成立する事とする。

第2条(商品)

商品とは、本約款に同意した乙が甲と交わした契約により甲から乙に提供されるサービス、品物、システムの事を示す。

第3条(商品の範囲)

甲より乙に提供される商品は、甲と契約を結んだ直接的な乙のみが使用出来る。又、乙は、甲の許可無しにこれらを第三者へ提供する事は出来ない。

第4条(システムの運営と範囲)

甲が乙に提供するコンピューターシステム(以下システムと訳す)の運営と管理は甲が行うものとする。但し、甲の管理下に置かれておらず、甲が操作不可能な全てのシステム、商品に関してはこれに該当しない。

第5条(システム利用権と利用料)

- 1・システム利用権とは、商品を使用する権利であり、甲の定めた1設置を1権利とする。
- 2・利用料とは、1顧客(企業)が希望する1システム利用権に対する対価とする。
- 3・超過料金とは各商品の定められた上限を超える利用を行った場合に課される料金とする。

第6条(利用の開始)

乙は甲との利用等の基本契約を交わし、甲の定めた方法にて契約料とシステム利用権料の支払が確認された後、甲のよるシステムの設定が終了し次第商品の利用を開始出来る。

第7条(システムが止まった場合)

予測不可能(地震・システムの破損・その他の災害等)な事態が発生し、第4条で示される甲の運営・管理するシステムが止まった場合、又はシステムの更新が必要な際は、甲は速やかにシステムを復旧させなければならない。但し、緊急を要する場合はこれに該当しない。又、システム停止時に損害金が発生しても乙は甲に請求は出来ない。

第8条(データ - の保証)

甲は、第4条で示されるシステムの破損、通信網の障害等など、何らかの予測不能な原因により失われたデータ - の保証は行わない。又、このために損害金が発生しても乙は甲に請求は出来ない。

第9条(システムの更新)

甲は乙の是非を問わず第4条で示されるシステム、又は商品のデザイン等の変更・更新をおこなう事が出来る。又、更新に伴いシステムが止まった際に損害金が発生しても乙は甲に請求は出来ない。

第10条(著作権について)

甲が提供する全ての商品に関するデータの著作権は甲に属する。又、甲は乙の是非に問わずこれらのデータを出版、販売する場合がある。

第11条(契約の破棄)

乙が下記の条項にあてはまる場合は、甲が一方的に乙との契約を、契約期間に関らず解消する事が出来る。

- 1・虚偽の申請、報告をした場合。
- 2・サービス利用約款に違反する行為を行った場合。
- 3・社会倫理上著しく不適切な行為を行った場合。
- 4・その他、甲が不適切な行為と判断した場合。
- 5・商品の利用意志を持たずに商品を導入した場合。又はそう判断される行為。
- 6・システム利用権料の支払いがなく、督促しても支払わない場合。

第12条(禁止事項)

- 1・甲により定められた目的以外に乙が商品を利用する行為。
- 2・甲の運営するシステム、サーバーの負担となる行為。
- 3・甲より提供されたソフトウェア - の変更、又は改造。

4・情報掲載時の約款内容に反する内容の情報掲載。

- 5・不正アクセス、又は通常行われない違反行為等を、故意に行う行為。又はそう判断される行為。
- 6・甲より提供されたソフトウェア - の複製、無断公開、又は無断利用。
- 7・甲より提供されたソフトウェア -、サーバー内データ等を利用した著作権違反と判断される行為。
- 8・甲の定めたソフトウェア - 以外でのサービスの利用。
- 9・商品内に登録した情報(データ)の放置、又は管理不届きと思われる行為。

第13条(損害賠償)

第11条及び第12条のいずれかの項に違反した場合、甲は乙の是非を問わずデータを消去する事ができ、損害を受けた金額を積算し乙に請求出来る。又、乙はこれを支払わなければならない。

第14条(責任の範囲)

乙が商品を利用する事により第三者と生じた一切の問題への責任は乙の責任の範囲とする。又、甲はそれらの問題へ一切責任を負わず、全ての損害賠償は乙の負担とする。

第15条(問題時の情報公開)

乙と第三者の間で発生した問題に関する情報の公開を甲は行わない。但し法令に基づく正式な公的機関よりの情報公開申し込みの場合はこれに属さない。

第16条(契約社名)

甲は乙の是非に問わず契約社名を公開する場合がある。

第17条(商品提供の持続)

甲が理由の如何にかかわらず、商品の提供を持続できない場合、甲は商品への責任は負わず、又乙は甲へ商品の返品、返金、又は損害賠償の請求は出来ない。

第18条(機密保持)

乙は、商品利用契約時に知り得た甲の業務上の機密を法令に基づく場合を除き、第三者に漏らす事は出来ない。又、契約の終了時において甲及び乙は相互に自己の機密情報の返却を請求した場合には、直ちに当該機密情報の原本及びその複製・複写の全てを返却しなければならない。

第19条(代金の支払)

乙は、利用する商品利用料金を甲の請求に基づき、甲が指定する支払い方法により支払う事とし、この場合の手数料は、乙の負担とする。

第20条(解約)

乙が甲と契約した商品を解約する場合、甲の指定する解約用紙を使用し請求書発行日の30日前までに甲へ通知し、乙は甲の指定する解約手数料を支払う義務がある。

第21条(契約の期間)

契約の締結日より各商品契約時に甲により定められた期間を契約期間とする。又、契約期間満期以降は第20条にて示される解約手続きを乙が行うまで月々自動的に契約の延長がされる事とする。

第22条(契約料・利用料・超過料金)

別紙契約書の通り。

第23条(利用料・超過料金の請求)

甲は、商品サービスシステム内に蓄積された利用データを基に計算し乙に請求する。

第24条(管轄裁判所)

本約款、商品に関する全ての紛争、訴訟については、甲の指定する裁判所を管轄裁判所とする。

第25条(約款内容の変更)

甲は乙への通知無く本約款の内容を変更する場合がある。